

## 市町村社会福祉行政のアドミニストレーション

—三浦理論と大橋理論の検討を通して—

○ 東北福祉大学 森 明人 (5709)

キーワード3つ：ソーシャルアドミニストレーション、地域主権化、市町村社会福祉行政

### 1. 研究目的

本研究は、地域主権化する市町村社会福祉行政が、福祉政策を自律的かつ包括的に進めるためのアドミニストレーションの枠組みを構築することを目的にしている。「市町村社会福祉行政のアドミニストレーション」とは、国レベルのソーシャルアドミニストレーションに対して、市町村社会福祉行政が住民の福祉の増進を図ることを目的とした地域福祉の推進に関わる福祉政策の運営を包括化するための概念である。

日本の社会福祉研究におけるソーシャルアドミニストレーション研究を学説史的に検討すると、政策課題および研究課題が市町村を中心に展開される地域自立生活支援に移行していることがわかる。さらに、その対応には従来の政策分野を横断させていくような計画策定やサービスシステムづくりが求められており、市町村社会福祉行政にはそのような総合化の要請に応えるべく新たなアドミニストレーションづくり急がれる。例えば、2000年以降の政策対応では、介護保険制度と準市場化する保険行政の運営、地域包括ケアシステムの構築では市場型サービスのサービス監査と規制行政の運営、そして全世代型地域包括支援体制の構築ではソーシャルワークを軸としたサービスシステムの構築と運営など、「市町村社会福祉行政のアドミニストレーション」に関する研究課題は多岐にわたる。このように増大する市町村社会福祉行政の役割と政策横断的な運営を可能にする枠組みは、適切な権限による規制と財源にも配慮した社会福祉サービスの供給を実施すること、また既存の政策（計画）のあり方や行政組織のあり方、生活圏域に応じた実践システムを整備するなど、サービスの質確保と研修システムを含めた運営をトータルで検討することが必要である。本研究では、今後の市町村社会福祉行政に求められる包括的な福祉政策運営の枠組みである「市町村社会福祉行政のアドミニストレーション」について論議し、分析枠組みとしての有効性についても検証する。

### 2. 研究の視点および方法

本研究では、第1に市町村社会福祉行政のアドミニストレーションの枠組みを構築するために、文献・資料研究を研究方法として、日本の社会福祉研究におけるソーシャルアドミニストレーション研究を学説史的に検討・整理し、その課題が市町村社会福祉行政の政策運営にあることを明らかにする。第2に、三浦文夫を中心とする社会福祉政策研究ならびに大橋謙策を中心とする地域福祉研究のソーシャルアドミニストレーション概念を中心

に検討し、その課題について検討する。第3に、「我が事・丸ごと地域共生社会」政策の検討から、地域福祉の課題ならびに市町村社会福祉行政の課題について明らかにする。以上を総合的に検討し、地域主権化した市町村社会福祉行政に求められるアドミニストレーションの枠組みの理論モデルを構築・検証する。

### 3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会研究倫理方針の規定を遵守して研究をおこなっている。

### 4. 研究結果

(1) 日本の社会福祉研究におけるソーシャルアドミニストレーション研究を学説史的に検討し、政策的ニーズ及びその把握方法の変遷から、その課題が市町村社会福祉行政のアドミニストレーションに移行していることを政策課題的に明らかにした。

(2) 三浦理論・大橋理論の検討から「ソーシャルアドミニストレーション研究の日本の発展」を政策科学・実践科学的な体系として整理し、政策・ソーシャルワークを有機化する「市町村社会福祉行政のアドミニストレーション」の枠組みを検討した。

(3) 「市町村社会福祉行政のアドミニストレーション」を分析枠組みとして、今後の市町村社会福祉行政が、「我が事・丸ごと地域共生社会」を実現するための政策的課題について分析・整理し、その有効性について検証した。

### 5. 考察

学説史の検討で明らかになった市町村社会福祉行政のアドミニストレーションの課題は、2000年以降は地域自立生活支援のアドミニストレーションが、第1に、コミュニティソーシャルワークの理論化・システム化、第2に地域包括ケアシステムの構築、第3に全世代型地域包括支援体制の構築と運営まで進んでおり市町村社会福祉行政の福祉政策の運営をめぐる枠組みづくりの必要性が明らかになった。

三浦理論・大橋理論の検討では、1990年の社会福祉関係八法改正をソーシャルアドミニストレーションの大きな転換点として位置づけ、三浦の社会保障・社会福祉の混在型ソーシャルアドミニストレーションから大橋の在宅福祉サービス・ソーシャルワーク統合型のアドミニストレーションに移行し、社会福祉政策の形成においても地方から国へのベクトルが生成されていることが明らかになった。

最後に「市町村社会福祉行政のアドミニストレーション」を用いた分析では、2016年以降の「地域共生社会」の実現に向けての政策では、第1に権限・財源・供給の課題として市場型サービスに対するサービス監査や規制行政を課題としてあげた。第2に地域経済の活性化を含めた「福祉でまちづくり」が標榜されている点を踏まえ社会起業やソーシャルエンタープライズの支援も含めた福祉ガバナンス形成が課題となっていることを指摘した。